

令和元年度答申第18号
令和元年6月12日

諮問番号 令和元年度諮問第12号、第13号（令和元年5月13日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件、実用新案登録料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が保有する特許権及び実用新案権について、第4年分の特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）並びに登録料及び割増登録料（以下「登録料等」という。）を特許料及び登録料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）内に納付しなかったため、特許料及び登録料を納付することができる期間（以下「納付期間」という。）の経過の時に遡って消滅したとみなされた審査請求人が、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、追納期間内に納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、特許料等及び登録料等を追納する各手続（以下「本件各手続」という。）をしたところ、処分庁が、特許法（昭和34年法律第121号）18条の2第1項本文及び実用新案法（昭和34年法律第123号）2条の5第2項の規定に基づき、本件各手続を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことか

ら、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特許法107条1項は、特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、所定の金額を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならないと規定している。

そして、特許権者は、上記前年以前の期間（納付期間）内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その経過後6月以内に特許料を追納することができる（特許法112条1項）が、特許権者がその追納することができる期間（追納期間）内に特許料等を納付しないときは、その特許権は、上記納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされる（同条4項）。

(2) 特許法112条の2第1項は、上記（1）により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間（正当な理由がなくなった日から2月）内に限り、その特許料等を追納することができる」と規定している。

(3) 実用新案法では、実用新案権者による登録料等の追納について、上記（1）及び（2）と同様に規定している（31条1項、32条2項、33条1項、同条4項、33条の2第1項）。

(4) 特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする」と規定している。また、実用新案法2条の5第2項は、特許法18条の2の規定は、実用新案登録に関する手続に準用すると規定している。

2 事案の経緯

(1) 審査請求人は、平成25年9月25日、実用新案権の設定の登録を受け、実用新案登録第a号（以下「本件実用新案権」という。）の実用新案権者となった。

しかしながら、審査請求人は、本件実用新案権の第4年分の登録料の納付期間（本件では、その期間の末日が行政機関の休日に該当するため、平成28年9月26日がその期間の末日となる（実用新案法2条の5第1項で準用する特許法3条2項）。）内に登録料を納付せず、さらに、追納期間

(本件では、上記と同様に、その期間の末日は平成29年3月27日となる。)内に登録料等を納付しなかったため、実用新案法33条4項の規定に基づき、本件実用新案権は納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

- (2) 審査請求人は、平成25年11月29日、特許権の設定の登録を受け、特許第b号(以下「本件特許権」という。)の特許権者となった。

しかしながら、審査請求人は、本件特許権の第4年分の特許料の納付期間(その末日は平成28年11月29日)内に特許料を納付せず、さらに、追納期間(その末日は平成29年5月29日)内に特許料等を納付しなかった(以下、上記(1)の登録料等を納付しなかったことと併せて「本件各期間徒過」という。)ため、特許法112条4項の規定に基づき、本件特許権は納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

- (3) 審査請求人は、本件特許権及び本件実用新案権について、追納期間内に特許料等及び登録料等を納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、処分庁に対し、平成29年10月31日、特許法112条の2第1項及び実用新案法33条の2第1項の規定に基づき、特許料等及び登録料等を納付する各手続(本件各手続)をするとともに、同年11月30日、各回復理由書を提出した。

- (4) 処分庁は、平成30年2月6日発送の各却下理由通知書により、審査請求人に対し、本件各期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件各手続は特許法112条の2第1項及び実用新案法33条の2第1項の要件を満たしていないとして、特許法18条の2第1項本文及び実用新案法2条の5第2項において準用する特許法18条の2第1項本文の規定により却下すべきと認められると通知し、弁明の機会を付与したところ、審査請求人は、平成30年3月13日、処分庁に対し、各弁明書を提出した。

処分庁は、平成30年5月29日付けで(同年6月12日発送)、審査請求人に対し、本件各手続について、各却下理由通知書で通知した理由によりそれぞれ却下する処分(本件各却下処分)をした。

- (5) 審査請求人は、平成30年9月12日、審査庁に対し、本件各却下処分の取消しを求めて、本件各審査請求をした。
- (6) 審査庁は、令和元年5月13日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして各諮問をした。

以上の事案の経緯は、各諮問書、各審査請求書、特許料納付書、登録料納付書、各回復理由書、各却下理由通知書、各弁明書（審査請求人作成）及び各手続却下の処分から認められる。

3 審査請求人の主張の要旨

本件各却下処分の取消しを求める。

本件各期間徒過の原因は、単純なミスではなく、審査請求人も予想だにしないような出来事（回復理由書で主張する身の回りに起きた様々な事象）が起きたからであって、その背景は複雑である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人の主張を踏まえ、一件記録を精査しても、特許権者及び実用新案権者である審査請求人が、本件各期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたことを認めるに足りる証拠はない。なお、審査請求人は、回復理由書において、本件各期間徒過の原因が、追納期間の誤認や確認の遅延又は失念にあると記載している。また、審査請求人は、審査請求書、反論書等において、要するに、本件各期間徒過には特段の事情があると主張していると解されるが、その内容をみても、特段の事情に当たらないか、その事情の存在を認めるに足りる証拠がないといわざるを得ない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年5月13日、審査庁から各諮問を受けた。その後、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）21条1項の規定に基づき、各事件に係る調査審議の手続を併合することを決定し、審査関係人に通知した。

そして、令和元年5月31日及び同年6月7日の計2回、調査審議を行った。

また、審査請求人から、令和元年5月30日及び同年6月7日、各事件について主張書面の提出を受けた。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件各審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

平成30年9月12日 本件各審査請求の受付（審査庁）

同月26日 特許庁総務部総務課法務調整官のPを審理員に指名（審査庁）

同年10月10日 各「審査請求書の補足書」の受付

同月 2 2 日	本件各審査請求の審理手続の併合を決定
同年 1 1 月 2 1 日	弁明書の受付
同年 1 2 月 2 7 日	反論書の受付
平成 3 1 年 1 月 7 日	反論書の補足書の受付
同年 2 月 4 日	審査請求人を申立人とする口頭意見陳述を実施
同月 1 3 日	「口頭意見陳述に追加したい内容」を受付
同年 3 月 1 8 日付け	「確認書」及び「口頭意見陳述聴取結果記録書に対する意見書」を受付
同月 2 0 日	「回答書」（上記「口頭意見陳述に追加したい内容」に対する処分庁の回答）を受付
同年 4 月 2 日	「処分庁の（「口頭意見陳述に追加したい内容」に対する）回答書に対する不服」を受付
同月 1 7 日	「回答書」（前記「回答書に対する不服」に対する処分庁の回答）を受付
同月 1 9 日	審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月 2 6 日である旨を通知
同月 2 6 日	「処分庁の 4 月 1 7 日付回答書に対する不服」を受付（審査庁）
同日	審理員意見書及び事件記録を提出

以上の審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人は、種々主張しているが、要するに、予想することができない様々な事象が審査請求人の身の回りで起きたことによって本件各期間徒過が生じたから、本件各期間徒過には正当な理由があると主張していると解される。
- (2) そこで検討すると、特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成 3 0 年 5 月 1 4 日判決（平成 2 9 年（行コ）第 1 0 0 0 4 号）が判示するとおり、特段の事情のない限り、原特許権者において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかった

場合をいうものと解するのが相当である。

実用新案法33条の2第1項に規定する「正当な理由」についても、同項が、上記特許料と同様、登録料の追納による権利救済を規定しているから、上記解釈と同様に解するのが相当である。

- (3) これを本件についてみると、本件各期間徒過の原因となった事象が生じる前に審査請求人が講じた措置として、回復理由書に「特許毎に経過手続と共にファイルし整理されていた。(当初から)」、「4件に及んだので最初の特許を参考にして手続のやり方などの資料を揃えてファイルし、整理されていた。(最初の特許から徐々に)」との記載があるのみで、それだけでは、審査請求人がしていた本件特許権の特許料や本件実用新案権の登録料の納付管理、納付手続の具体的な方法等が明らかでない。また、そのほかに本件の資料を精査しても、審査請求人が特許料等の納付管理、納付手続において何らかの注意をしていたことをうかがわせる事実は確認できない。かえって、回復理由書には、期間徒過に至った経緯として、「簡単に言ってしまうと期日の誤認と確認が遅くなったということになるか或いは期日を忘れていたとされるかもしれませんが。」との記載があるから、特許権者及び実用新案権者として一般に求められる相当な注意を尽くしていたということとはできない。

審査請求人は、本件各期間徒過の原因として、様々な「異常な事態」(回復理由書では、母や親族の死亡、父や妹の妨害、自分の体調不良、自分の部屋に無断で出入りする者の存在などの記載がある。)が身の回りで起きたと主張している。しかし、本件の資料を精査しても、審査請求人が主張する事態が発生したことをうかがわせる事実は確認できないし、これらの事態が本件各期間徒過の原因であるかも明らかでないから、審査請求人の主張する事態が、期間徒過を回避できない客観的な事情ということもできない。

したがって、本件各期間徒過は、審査請求人において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、特許料等及び登録料等を納付することができなかつた場合に当たるということはできず、そのほかに、何らかの特段の事情も見当たらないから、本件各期間徒過について「正当な理由」があったということとはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件各却下処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹